

宮城県高等学校 理科学研究会 会則

- 第1条 本研究会は宮城県高等学校理科学研究会と称する。
- 第2条 本会は理科教育の振興並びに会員相互の連絡協調を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行なう。
1. 研究協議
 2. 研究発表
 3. 実地見学及び採集
 4. 理科設備に関する事項
 5. その他必要な事項
- 第4条 本会は宮城県の高등학교で本会に加入した学校を以って組織する。
- 第5条 本会に5支部を置く。(仙北・石巻・大崎・仙塩・仙南の5支部)
- 第6条 本会に次の役員及び幹事を置く。
1. 会長1名
 2. 副会長5名
 3. 顧問若干名
 4. 支部長各1名
 5. 監事各支部1名
 6. 常任幹事各支部1名(ただし仙塩支部は特に7名とする)
 7. 事務当番校職員
 8. 幹事各校1名
- 第7条 会長、副会長、顧問は総会で推薦し、支部長、監事は支部で推薦する。常任幹事は幹事の互選とする。
- 第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代る。
- 第9条 支部長は支部を代表し常任幹事と共に支部の運営に当たり産夕は本会のL会長しJ監査r当たる。
- 第10条 幹事は各校1名選出し会務を分掌する。
- 第11条 本会に会長の指名による当番校をおき本会の事務を行なう。
- 第12条 役員及び幹事の任期は1年とする。ただし再任してもよい。補充は残任期間とする。
- 第13条 本会に次の機関をおく。
- 第14条 総会は本会の最高議決機関である。会長はこれを召集し議長となる。
- 第15条 例会は本会事業遂行のため開く。
- 第16条 役員会は会長、副会長、支部長、監事、常任幹事及び以って構成し、会長はこれを召集して議長となり、総会委任事項の審議決定、本会の事業、予算その他重要事項の協議、総会に提案する議案の審議更正予算の決定等を行なう。ただし会長が必要と認めた場合は仙塩地区在住の役員会を開くことがでhきる。
- 第17条 支部会は支部の規約によって運営し、当番校と連絡して本会の発展を図る。
- 第18条 本会に物理、化学、生物、地学、理科実験の5部会をおき、各部会に部会長をおく。部会の規定は別に定める。
- 第19条 本会の目的達成のための経費は会費(1校当たり年額4,500円、ただし9学級以下は年額2,500円、特殊学校は年額1,500円とする)及び補助金、寄付金その他を以てこれに充てる。会費は学校単位とする。
- 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。
- 第21条 この会則は昭和38年4月1日より執行する。

●附則

この会則は昭和54年4月1日より施行する。(第19条値上げに関する件, 昭和54年4月1日に改正)

●附記 本会の事業達成のため次の内規を設ける。

- (1) 総会及び支部会で研究発表を行うときは、発表のため補助を与えることができる。
(総会の場合は1件1,000円程度, 支部会は支部で決定)
- (2) 事務局発行の集録上で報告または研究発表する場合は補助を与えない。
- (3) 会員が研究または研究発表に多額の費用を要した場合本人の申出あるときは、その資料の提出を求め、年度末において役員会で協議のうえ予算の範囲内で補助を与えることができる。(予算3,000円とする。)
- (4) 当番校として事務局は原則として連続2カ年以上とする。
- (5) 事務局は年度ごとに予算内で事務局及び各支部に関する報告及び、研究発表を一括集録し各校へ配布する。
- (6) 第18条, 実習助手部会設置に関する件, 昭和49年4月1日に改正。
- (7) 第18条, 理科実験部会の名称変更に関する件, 平成8年4月1日に改正。
- (8) 第19条, 9学級以下の年額を2,500円とする件, 平成16年4月1日に改正。

宮城県高等学校 理科研究部会 全則

- 第1条 本規定は会則18条により〇〇部会の必要な事項を規定する。
- 第2条 本会は理科研究会の〇〇に関する事項を実施する。
- 第3条 本部会に次の機関をおく。
総会 研究会 委員会
- 第4条 本部会は次の役員をおき部会の運営にあたる。役員は部会の総会において選出する。
任期は1カ年とし再任してもよい。
部会長1名 副部会長1名 委員若干名(内各支部1名ずつ含む)
- 第5条 本部会に当番校をおき部会の事務を行なう。
- 第6条 本部会の活動に要する費用は理科研究会の予算をもってこれにあてる。
- 第7条 本規定は昭和36年4月1日より施行する。

宮城県高等学校文化連盟(理科)規約

(目的)

- 第1条 宮城県高等学校文化連盟(以下略称高文連)の目的に則り、生徒の研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 本専門部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 生徒理科研究発表会の開催
2. その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第3条 本専門部に次の役員を置く。

専門部長 1名、 副専門部長若干名、 幹事若干名

専門部長は理科研究会長が兼ねる。

副専門部長は理科研究会副会長が兼ねる。

理事は理科研究会事務局長、 幹事は各部会副会長が兼ねる。

(役員の仕事)

第4条 専門部役員の職務は次の通りとする。

専門部長は専門部を代表する。

副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長事故あるときは、その職務を代行する。

専門部幹事のうち1名を本部理事として推薦する。

(会計)

第5条 本専門部の会計は理科研究会の会計が担当し、監査は理科研究会の監事により受けるものとする。